

国住指第4531号
平成29年4月1日

各都道府県建築主務部長 殿
各政令指定都市建築主務部長 殿

国土交通省住宅局住宅企画官

建築指導課長



(印影印刷)

耐震改修を行った既存家屋に係る
固定資産税の減額措置の適用期限について

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）により耐震診断が義務付けられる建築物が耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置については、平成26年度に創設されたところである。

その適用期限については、従来、平成29年3月31日までの間に耐震改修を実施した場合とされていたところであるが、今般、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、適用期限を3年間延長し平成32年3月31日までとされた。適用期限以外の事項についての改正点はなく、既に別添参考のとおり平成26年4月9日付け国住指第61号において通知したところと変わりがないため、引き続き、これらの事項について十分留意いただき、適切な運用が図られるようご配慮願いたい。

貴都道府県におかれでは、貴管内市区町村（政令指定都市を除く。）及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対してもこの旨周知方お願いする。なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知している。

また、本通知については、関係省庁とも協議済みであることを念のため申し添える。